

川崎市全町内会連合会

東日本大震災義援金募金 趣意書

日頃より、町内会・自治会の活動に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、皆様御存知のように、平成23年3月11日(金)14時46分、東北地方を中心として広い地域においてマグニチュード9.0という、今まで経験したことのない大地震とそれに伴う津波災害、そして原子力発電所の被災による被害は、想像を絶するものでした。

死者、行方不明者の数は2万人を超え、避難された方々は20万世帯を超えるといわれています。現在も余震が続く中で、地元の皆さんをはじめ、被災された方々や、行政、関係機関・団体、ボランティアの方々が懸命に、復旧活動を展開されております。

わたしたちも川崎市全町内会連合会は、地域住民の福祉の向上と、安全なまちづくりのために、自助共助の精神のもとに様々な活動を展開しております。地域に暮らす住民が健康で明るく、安心して生活することはわたしたち共通の願いでもあります。この度の災害は、一地域に限られたものではなく、わたしたち自身の痛みでもあります。

そこで、被災された方々が一日でも早く平穏な生活に戻れますよう、支援するために、義援金を募ることといたしました。

つきましては、皆様におかれましても、何卒本事業に対しまして御理解を賜り、御協力をいただきますよう、心よりお願い申し上げます。

平成23年4月12日

川崎市全町内会連合会
会長 工藤 正興

川崎市全町内会連合会東日本大震災義援金募金実施要綱

1 趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、被災された多くの方々が、一日も早く平穏な生活を取り戻されるように、川崎市全町内会連合会に加入している町会が、地域の住民自治組織として支援するために、義援金を募るものです。

2 義援金の名称

川崎市全町内会連合会東日本大震災義援金

3 募集の対象

市内の町内会・自治会に加入されている世帯と企業等

4 募集期間

平成 23 年 4 月 13 日(水)～平成 23 年 7 月 25 日(月)

5 実施方法

- (1) 川崎市全町内会連合会事務局は、趣意書及び回覧チラシの原稿作成、金融機関及び募金送付先等の連絡調整など、募集事業全体に係る事務を行う。
- (2) 各区町連事務局は、単位町内会・自治会に対し本事業の周知を行うとともに、チラシの回覧及び募金の振込などについて、協力を依頼する。
- (3) 単位町内会・自治会は、加入世帯に本事業の趣旨を説明し、協力をお願いする。集まった義援金は、原則として単位町内会・自治会ごとに、指定した金融機関から振り込みにより入金する。
- (4) 集まった義援金は、町内会・自治会ごとの金額がわかるように、明細を明らかにする。

6 義援金の送付先

募金の趣旨が活かされるよう、日本赤十字社 を通じて、義援金をお渡りする。

7 義援金の振込金融機関

(1) 義援金の振込先

川崎信用金庫 武蔵小杉支店 普通預金 1 1 7 1 8 6 7

口座名義 川崎市全町内会連合会東日本大震災義援金

(かわさきしぜんちょうないかいはれんごうかい

ひがしにつぼんだいしんさい ぎえんきん)

代表 工藤正興 (だいひょう くどうまさおき)

*義援金の振込に際しては、川崎信用金庫さんの全面的なご協力により、振込手数料の減免措置をいただいております。

(市内川崎信用金庫さんの本店・支店からの振込をする。)

8 その他

その他、本事業に係る案件については、川崎市全町内会連合会 正副会長会議及び役員会において協議し、決定する。